4	「法人税額（(法人税申告書別表一「４」＋「５」＋「７」)又は(法人税申告書別表一の二「４」＋「５」＋「24」＋「25」))－(法人税申告書別表六(二)付表六「７の計」)＋(法人税申告書別表六(六)「９の㉔」＋「９の㉖」)」	⑴　の欄の記載に当たっては、次によること。

⑴　法人税法施行規則別表一「10」又は別表一の二「６」若しくは「26」の各欄に外書きした金額がある場合には、当該金額を含めて記載すること。

⑵　当該課税事業年度において租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第42条の14第１項又は第４項（同法第42条の12の７第10項及び第11項に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合には、当該規定により法人税の額に加算される金額の合計額を「法人税申告書別表一「４」＋「５」＋「７」」から控除して計算すること。

別表二の記載要領第六号を同第七号とし、同第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同第二号の次に次の一号を加える。

3	「法人税額の特別控除額(法人税申告書別表一「３」)」	⑸　の欄は、租税特別措置法第42条の12の７第10項又は第11項の規定の適用がある場合には、「(法人税申告書別表一「３」)」とあるのは、「(法人税申告書別表一「３」)－(法人税申告書別表六(六)「９の㉔」＋「９の㉖」)」として記載すること。

別表二付表一の記載要領第四号を同第五号とし、同第三号を同第四号とし、同第二号を同第三号とし、同第一号の次に次の一号を加える。

2	「法人税額の特別控除額(法人税申告書別表一「３」)」	⑵　の欄は、租税特別措置法第42条の12の７第10項又は第11項の規定の適用がある場合には、「(法人税申告書別表一「３」)」とあるのは、「(法人税申告書別表一「３」)－(法人税申告書別表六(六)「９の㉔」＋「９の㉖」)」として記載すること。

別表三の記載要領第四号㈡中「別表六(九)付表「37」及び「42」、別表六(十)付表「30」及び「35」並びに別表六(十四)付表二「19」」を「別表六(九)付表「32」及び「37」、別表六(十)付表「29」及び「34」並びに別表六(十二)付表二「19」」に改め、同号⑸を次のように改める。

⑸　前課税事業年度の基準法人税額に租税特別措置法第62条第１項、第62条の３第１項若しくは第９項若しくは第63条第１項の規定又は令附則第２条第２項第１号に掲げる規定により加算された金額がある場合　当該加算された金額の100分の10.3に相当する金額

別表三の記載要領第四号㈥及び第五号を削る。

別表四の表中「課税標準法人税額(法人税申告書別表二十「12」)」を「課税標準法人税額(法人税申告書別表二十一「12」)」に改め、同表の記載要領第一号中「第６条第３号」を「第６条第１項第３号」に改める。